

京都市こころの健康づくりに関する意識調査に係る 委託事業者選定プロポーザル実施要項

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室

京都市では、自殺対策を総合的に推進するため、国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」を踏まえ、第3次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」（計画期間：令和5年～令和9年度）を策定している。

同計画の計画期間が令和9年度で終了することから、次期計画の策定に向けて、こころの健康や自殺に関する市民の意識や自殺対策のニーズを把握するとともに、これまでに実施した調査結果との経年比較を行い、自殺対策をはじめとしたこころの健康づくりに関する今後の本市施策の在り方を検討する基礎資料として活用するため、本調査を実施する。

記

1 委託内容

- (1) 件名
京都市こころの健康づくりに関する意識調査
- (2) 業務内容
別添「委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託上限金額
金3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※ 本業務の履行に係る費用のうち、業務に必要な物品等を含む一切の事務経費は受託者の負担とする。
- (5) 支払条件
本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求に基づき支払う。

2 応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。ただし、同名簿への登録がない者にあつては、国及び地方公共団体の業務請負実績があり、その契約書が提出でき、かつ、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置（(1)のただし書きに該当する者は、当該資格に関する停止措置）を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 法人税、所得税、消費税、地方消費税、市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。

- (5) 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

3 応募手続等

(1) 提出書類

紙文書で4部提出すること。ただし、エ～シは原本1部に写し3部でも差し支えない。

ア 参加申請書【別紙1】

イ 類似業務実績一覧【別紙2】

ウ 企画提案書（様式は任意）

※ 業務実施計画（スケジュール）、業務実施体制、WEB回答ページの作成手法、調査結果の分析手法、調査票の回収率向上のための方策等については必ず明記すること。

エ 見積書及び経費内訳書（様式は任意）

※ 消費税は内書きで記載すること。

オ 「2 応募資格(1)」のただし書に該当する者は、当該資格を有することを証する資料及び当該資格に関する停止措置を受けていないことを証する申立書

カ 「2 応募資格(5)」を証する申立書

キ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はP（プライバシー）マーク登録証を取得している場合は、その写し

ク 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行）

ケ 使用印鑑届

コ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

シ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）又は水道料金及び下水道料金の納付証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

※ ただし、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している場合は、ク以下を省略できるものとする。

(2) 受付期間

令和8年10月9日（金）から令和8年10月30日（金）午後5時まで

※ ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の休日を除くこととし、郵送の場合は、令和8年10月30日（金）午後5時必着とする。

※ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更を一切受け付けない。

(3) 提出方法等

「9 問合せ先及び提出先」の担当まで持参又は郵送により提出すること。

(4) その他

ア 提案は、1参加者につき1件とする。

イ 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。

4 質問の受付

本選定に関する質問がある場合は、「9 問合せ先及び提出先」に質問書（様式自由）を電子メールで提出すること。

なお、メールにより質問を提出する場合は、件名を「【質問】こころの健康づくり調査業務受託者選定」とすることとし、質問の様式は任意とする。

また、受託候補者の選定方法に関する質問には応じない。

(1) 提出期限

令和8年10月23日（金）午後5時まで

(2) 回答

全ての質問及び回答については、質問者に関する情報は伏せたうえで、令和8年10月28日（水）までに京都市情報館に回答を掲載する。

5 受託候補者の選定方法

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 企画提案書に企画提案作成要領で示す事項が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 受託候補者の選定は、本市の職員で構成する「京都市こころの健康づくりに関する意識調査業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「京都市こころの健康づくりに関する意識調査業務受託候補者選定基準」に基づき書類審査を行い、項目別に評価し、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(4) 審査結果については令和8年11月13日（金）までに、参加者全員に書面により通知する。また、審査の結果として、参加した事業者及び評価点（失格となった事業者を除く。）を京都市情報館に掲載する。

(5) 審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者と業務提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次いで評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。当該受託候補者について契約条件の合意に達しなかったときも同様とする。

7 留意事項

(1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。

(4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

8 スケジュール（予定）

令和8年10月 9日（金） 募集開始
10月23日（金） 質問締切り
10月28日（水） 質問回答
10月30日（金） 募集締切り
11月13日（金） 結果通知

9 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：奈良井、北村）

TEL 075-222-4161

FAX 075-251-2940

メール syogai@city.kyoto.lg.jp